

お客さま各位

鹿沼相互信用金庫

## 「未利用口座管理手数料」新設に伴う普通預金規定改正のお知らせ

平素より、鹿沼相互信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび当金庫では、「未利用口座管理手数料」を新設し、残高が同手数料に満たなくなった場合に自動解約する定めを導入させていただくこととしました。

それに伴い、下記のとおり「普通預金規定」を改正いたします。なお、本規定の適用は、改正後の令和3年4月1日以降に新規に普通預金口座（総合口座を含み、決済用普通預金は除きます。）を開設されたお客さまからとなります。

令和3年3月31日現在で、既に開設されている普通預金口座は本手数料・解約の定めの対象とはなりません。

### 【普通預金規定】改正内容

下記条文を追加します。

#### 12.（未利用口座管理手数料および自動解約に関する取扱い）

- (1) 令和3年4月1日以降に開設した普通預金口座（総合口座を含み、決済用普通預金口座は除きます。）は、当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入、または払戻し（第2項に定める未利用口座管理手数料の引き落としを除きます。）がない場合には、未利用口座となります。
- (2) この預金が未利用口座となり、かつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当金庫の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、預金者に通知することなく当金庫所定の方法により、解約することができるものとします。
- (3) 一旦引落しになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。
- (4) 第2項により解約された口座の再利用はできません。

※ 上記お取扱いに伴い、「普通預金規定」を令和3年4月1日より改正いたします。

改正後の規定は当金庫ホームページの預金規定集の「● 規定3 普通預金規定」をご確認ください。

ご不明な点は、お取引店舗までお問合せください。